⑵　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の12の規定による読替え後の法人税法第59条第１項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人

２　「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、⑴に掲げる法人にあっては第６号様式に添付し、⑵に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［⑴　略］

⑵　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の12の規定による読替え後の法人税法第59条第２項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人

［３・４　略］

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十一　挿入］

第６号様式別表11記載要領

１　この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、⑴に掲げる法人にあっては第６号様式に添付し、⑵に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［⑴　略］

⑵　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の12の規定による読替え後の法人税法第59条第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第３項の規定の適用を受けようとする法人

［２～５　略］

第六号様式別表十四（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　略］

第六号様式別表十四（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表14記載要領

１　この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税又は地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第９条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。）の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第６号様式の申告書に併せて提出すること。

［２～４　略］

⑵　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の13の規定による読替え後の法人税法第59条第１項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人

２　「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、⑴に掲げる法人にあっては第６号様式に添付し、⑵に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［⑴　同左］

⑵　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の13の規定による読替え後の法人税法第59条第２項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人

［３・４　同左］

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十一　挿入］

第６号様式別表11記載要領

１　この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、⑴に掲げる法人にあっては第６号様式に添付し、⑵に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［⑴　同左］

⑵　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の13の規定による読替え後の法人税法第59条第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第３項の規定の適用を受けようとする法人

［２～５　同左］

第六号様式別表十四（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　同上］

第六号様式別表十四（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表14記載要領

１　この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、地方法人特別税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第６号様式の申告書に併せて提出すること。

［２～４　同左］